



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第522号 令和4年11月25日発行

## 目次

### 【告示】

番号	表題	担当課名
661	漁船損害等補償法の規定による同意があったと認めた件	漁業調整課
662	漁船損害等補償法の規定による付保義務が消滅した件	同
663	肥料の登録の有効期間を更新した件	農林水産総合技術支援センター
664	土地改良区の役員の退任及び就任について届出があった件	農山漁村振興課

### 【公告】

番号	表題	担当課名
	争議行為の予告	労働雇用戦略課

徳島県告示第六百六十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第一百十二条第一項の規定による同意があったと認めため、同法第一百十二条の二第三項の規定により公示する。

令和四年十一月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

加入区名

津田加入区 徳島市第一加入区 滑東加入区

徳島県告示第六百六十二号

平成三十年十一月二十五日に発生した次の加入区の付保義務は、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百三条の二第一項第一号の規定により令和四年十一月二十四日限り消滅したので、同条第二項の規定により公示する。

令和四年十一月二十五日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

加入区名

津田加入区 徳島市第一加入区 渭東加入区

徳島県告示第六百六十三号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和四年十一月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録有効期限
徳島県 第四二六号	料 混合有機質肥	料一号 東栄混合有機質肥	窒素全量 六・〇 りん酸全量 一〇・〇	公定規格の定め のとおり	株式会社東肥糧製造所 勝浦郡勝浦町大字沼津九山一番地の二	令和七年十一月十五日
徳島県 第四二七号	同	料一号 東栄混合有機質肥	窒素全量 四・〇 りん酸全量 一七・〇	同	同	同
徳島県 第四一八号	料 魚廃物加工肥	料一号 東栄魚廃物加工肥	窒素全量 四・〇 りん酸全量 七・〇	同	同	同

徳島県告示第六百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和四年十一月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称  
福井川土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理事	長谷博司	長谷博司	阿南市福井町宮宅六
同	吉田正夫		中内一六五
同	宮田勇仁	宮田勇仁	宮宅八二
同	岩浅昌祐	岩浅昌祐	元末一六〇
同	井口文伸	井口文伸	古毛一〇八
同	福谷義則	福谷義則	羽広四〇一
同	高鶴正	高鶴正	実用七八一
同	南部雅弘	南部雅弘	羽広二〇
同	南部日出吉	南部日出吉	実用七六
同	生田陽二	生田陽二	大宮一四一
同		青木秀寿	中内七三
監事	宮本美輝		大宮四二
同	広井正明	広井正明	羽広六六
同		駒井正信	阿部谷九八五

公 告

徳島県厚生連労働組合から年末一時金の要求に関して令和四年十一月二十九日以降、同組合員が従事する次の職場において争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公告する。

令和四年十一月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

阿南市宝田町川原六一

阿南医療センター

吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島二二〇

吉野川医療センター

阿波市市場町市場字岸ノ下一九〇―一

阿波病院

徳島市北佐古一番町五番一二号

徳島県厚生農業協同組合連合会

阿波市阿波町平川原北五九―一

徳島県農村健康管理センター